

運 営 規 程

<指定介護予防訪問リハビリテーション>

<指定訪問リハビリテーション>

医療法人社団若鮎
北 島 病 院

第1条（事業の目的）

- 1 医療法人社団若鮎が開設する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、又は指定訪問リハビリテーション事業所（以下ともに「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問リハビリテーション事業、又は指定訪問リハビリテーション事業（以下ともに「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援又は要介護状態にあり、医師が指定介護予防訪問リハビリテーション又は指定訪問リハビリテーションの必要を認めた高齢者に対し適正な指定介護予防訪問リハビリテーション、又は指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業所の各療法士は、要支援又は要介護者の心身の特性を踏まえて可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において必要な各療法を行うことにより心身の機能の維持回復を図る。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

- 1 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。
 - (1) 名 称：医療法人社団若鮎 北島病院
 - (2) 所在地：高知県高岡郡越知町越知甲 1662

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

- 1 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

管理者：医師 1 名

管理者は、事業所の職員の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行う。

療法士：理学療法士・作業療法士・言語聴覚士各 1 名以上（常勤）

介護予防訪問リハビリテーション計画、又は訪問リハビリテーション計画を作成、療法を実施後報告書を作成する。

第5条（営業日及び営業時間）

- 1 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。
 - (1) 営 業 日：月曜日から土曜日までとする。
(但し、日曜及び 12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。)
 - (2) 営業時間：8 時 30 分から 17 時 00 分までとする。
(但し、土曜日は 12 時 30 分までとする。)

第6条（事業の内容）

- 1 利用者の居宅へ各療法士を派遣して、健康管理、日常生活上の指導及びリハビリテーションを行う介護保険上のサービスとする。

第7条（利用料等）

- 1 指定介護予防訪問リハビリテーション、又は指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防訪問リハビリテーション、又は指定訪問リハビリテーションが法定代理受理事務である時は、その1割の額とする。
- 2 通常の実施地域を越えて行う指定介護予防訪問リハビリテーション、又は指定訪問リハビリテーションを要した交通費については利用者又はその代理人の同意を得て実費とする。

第8条（通常の事業の実施地域）

- 1 通常の事業の実施地域は、越知町・佐川町・仁淀川町・日高村とする。

第9条（事故発生時及び緊急時の対応）

- 1 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の代理人、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行い管理者に報告する。
- 2 利用者に対するサービス提供中に、利用者の病状に急変等、緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な措置を行い管理者に報告する。

第10条（個人情報管理）

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン」を遵守し、適切に取り扱うこととする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

第11条（虐待防止のための措置）

1. 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するものとする。
 - (1)事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2)事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3)事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4)(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

第12条（身体拘束の禁止）

- 1 身体拘束の禁止原則として、契約者の自由を制限するような身体拘束を行わないこととする。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合は、事前に契約者及びその家族へ十分な説明を行い同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。

第 13 条（業務継続計画の策定）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な対策をするものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

第 14 条（衛生管理等）

- 1 事業者は、事業所において感染症が発生しまん延しないように対策を実施するものとする。
(1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催すると
ともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
(2)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
(3)事業所において、従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期
的に実施する。

第 15 条（その他運営についての重要事項）

- 1 事業所は、療法士の質的向上を図る為、研修の機会を設け業務体制を整備する。
採用時研修：6 ヶ月以内に実施
継続研修：年 1 回以上実施
- 2 職員は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持させる為、退職した後においても秘
密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団若鮎と事業所の管理者との協議に
基づいて定めるものとする。

附則

施行日：平成 12 年 4 月 1 日

改訂日：平成 13 年 4 月 1 日

改訂日：平成 20 年 8 月 1 日

改訂日：平成 21 年 4 月 1 日

改訂日：令和 5 年 4 月 1 日

改訂日：令和 6 年 4 月 1 日